行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50歳位、身長174センチメートル、中肉の男性、所持品はリュックサック、タバコ、ライター、衣類、財布、現金3,626円、文房具、本、充電器

上記の者は、平成29年５月20日午前６時30分頃、和歌山県有田郡広川町大字西広1268番地３前山方南方約100メートル先雑木林で首を吊って死亡しているところを発見されました。遺体は死後１日位経過せるものと推定され、死因は縊死と特定されました。遺体は火葬に付して、遺骨は広川町大字山本の広川霊苑にて保管してあります。心当たりの方は、当町住民生活課まで申し出てください。

平成29年６月16日

和歌山県　　広川町長　西岡　利記

公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による丹南都市計画事業気比庄土地区画整理事業の下記に記載する者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項及び第２項において準用する同法第77条第５項の規定により書類の送付にかえて当該通知の内容を次のとおり公告します。

平成29年６月16日

丹南都市計画事業
気比庄土地区画整理事業
施行者　越前町
代表者　越前町長　内藤　俊三

記

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

⑴　住所　丹生郡越前町気比庄１号11番
　　氏名　青山　由松
⑵　住所　丹生郡越前町気比庄１号16番
　　氏名　大谷　門蔵
⑶　住所　丹生郡越前町気比庄２号乙11番１
　　氏名　加藤七郎右ヱ門
⑷　住所　丹生郡越前町気比庄９号３番
　　氏名　清水　末松
⑸　住所　丹生郡越前町気比庄９号乙７番
　　氏名　三浦　政野
⑹　住所　丹生郡越前町気比庄９号11番
　　氏名　丹尾　伊八
⑺　住所　丹生郡越前町気比庄18号11番
　　氏名　後藤　吉松
⑻　住所　丹生郡越前町気比庄18号18番
　　氏名　前田　清松
⑼　住所　丹生郡越前町気比庄38号１番乙
　　氏名　前田　孫七
⑽　住所　丹生郡越前町気比庄39号18番
　　氏名　丹尾伝之助
⑾　住所　丹生郡越前町気比庄42号５番
　　氏名　三浦　初治
⑿　住所　丹生郡越前町気比庄42号６番
　　氏名　青山伊三吉
⒀　住所　丹生郡越前町気比庄42号乙７番
　　氏名　氷見　栄助
⒁　住所　丹生郡越前町気比庄46号９番
　　氏名　丹尾弥右ヱ門
⒂　住所　丹生郡越前町気比庄46号10番
　　氏名　三浦　武義
⒃　住所　丹生郡越前町気比庄46号12番
　　氏名　後藤　　渡
⒄　住所　丹生郡越前町気比庄46号17番
　　氏名　丹尾九左ヱ門
⒅　住所　丹生郡越前町気比庄50号18番
　　氏名　東　　玉吉
⒆　住所　丹生郡越前町気比庄50号28番
　　氏名　青山　米蔵
⒇　住所　丹生郡越前町気比庄50号32番ノ２
　　氏名　堤　平治郎
(21)　住所　丹生郡越前町気比庄51号31番
　　氏名　丹羽栄太郎
(22)　住所　丹生郡越前町気比庄56号７番
　　氏名　堀井幸之助
(23)　住所　丹生郡越前町気比庄58号15番
　　氏名　青山九之吉
(24)　住所　丹生郡越前町気比庄59号乙28番
　　氏名　佐々木栄吉
(25)　住所　丹生郡越前町気比庄59号36番
　　氏名　堀井七三郎
(26)　住所　丹生郡越前町気比庄60号61番
　　氏名　粟崎藤右ヱ門
(27)　住所　丹生郡越前町気比庄籍
　　氏名　塚本　富蔵
(28)　住所　丹生郡越前町気比庄１号15番
　　氏名　東　　留作
(29)　住所　丹生郡越前町気比庄60号55番
　　氏名　吉田藤太郎
(30)　住所　不詳
　　氏名　佐々木多右衛門

２　通知の内容

土地区画整理法第103条第１項の規定により、丹南都市計画事業気比庄土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図のとおり換地処分をします。

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に福井県知事に審査請求をすることができます。

また、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日（審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日の翌日）から６箇月以内に越前町を被告として取消訴訟を提起することができます。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを福井県丹生郡越前町西田中第13号５番地１の越前町役場掲示板において掲示してあります。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十九年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月十六日

仙台市太白区柳生七丁目二三番地の三
有限会社大靖社
清算人　大久　　靖

解散公告

当社は、平成二十九年五月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月十六日

茨城県常総市水海道栄町一五九一
有限会社五木田工務店
清算人　五木田　茂

２　通知の内容

土地区画整理法第103条第１項の規定により、丹南都市計画事業気比庄土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図のとおり換地処分をします。

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に福井県知事に審査請求をすることができます。

また、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日（審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日の翌日）から６箇月以内に越前町を被告として取消訴訟を提起することができます。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを福井県丹生郡越前町西田中第13号５番地１の越前町役場掲示板において掲示してあります。

解散公告

当社は、平成二十九年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月十六日

埼玉県川口市上青木西一丁目二〇番三四一〇三号
有限会社サンズ情報システム
清算人　稲葉百合子

解散公告

当社は、平成二十九年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月十六日

千葉県千葉市中央区松ヶ丘町七五番六
インサイトフィナンシャル株式会社
代表清算人　手島　直樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月十六日

千葉県我孫子市柴崎四七番地二
株式会社アビコフーズ
代表清算人　岡本　成道